

平成16年4月26日

現行制度下における不良行為少年の定義と類型

少年警察活動規則第2条第6号

「非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年」

(監護能力のある保護者であれば必要な措置をとると考えられる行為と言える。)

種別	態 様	性 質	必要な措置
飲酒	酒類を飲用し、又はその目的で酒類を所持する行為	法令により禁止された行為	行為の中止指導 酒類の一時預り
喫煙	喫煙し、又はその目的でたばこ若しくは喫煙具を所持する行為	法令により禁止された行為	行為の中止指導 たばこ等の一時預り
薬物乱用	心身に有害な影響を及ぼすおそれのある薬物等を乱用し、又はその目的でこれらの物を所持する行為 (例) 脱法ドラッグの乱用	自己を害するおそれの高い行為	行為の中止指導 薬物の一時預り 保護・継続補導
粗暴行為	放置すれば暴行、脅迫、器物損壊等に発展するおそれのある粗暴な行為 (例) 公共の場所では集って騒ぐ行為	罪を犯すおそれの高い行為	行為の中止指導 凶器の一時預り
刃物等所持	正当な理由がなく、刃物、木刀、鉄棒その他人の身体に危害を及ぼすおそれのある物を所持する行為 (例) 正当な理由がなく刃物、木刀等を隠さずに所持する行為	罪を犯すおそれの高い行為	行為の中止指導 刃物等の一時預り
金品不正要求	正当な理由がなく、他人に対し不本意な金品の交付、貸与等を要求する行為 (例) 畏怖させない程度のカンパ要求	罪を犯すおそれの高い行為	行為の中止指導 被害品の一時預り 継続補導
金品持ち出し	保護者等の金品を無断で持ち出す行為	罪を犯すおそれの高い行為	継続補導
性的いたずら	性的ないたずらをし、その他性的な不安を生じさせる行為 (例) 電車内等での下着姿の盗撮	罪を犯すおそれの高い行為	行為の中止指導 継続補導

暴走行為	自動車等の運転に関し、交通の危険を生じさせ、若しくは他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為又はこのような行為をする者と行動を共にする行為	罪を犯すおそれの高い行為	行為の中止指導 自動車等の一時 預り 継続補導
家出	正当な理由がなく、生活の本拠を離れ、帰宅しない行為	自己の生命、身体又は自己の徳性を害するおそれの高い行為	行為の中止指導 保護 継続補導
無断外泊	正当な理由がなく、保護者に無断で外泊する行為	自己の生命、身体又は自己の徳性を害するおそれの高い行為	行為の中止指導 保護 継続補導
深夜はいかい	正当な理由がなく、深夜にはいかい又はたむろする行為	自己の生命、身体又は自己の徳性を害するおそれの高い行為	行為の中止指導 継続補導
怠学	正当な理由がなく、学校を休み、又は早退等をする行為	自己の生命、身体又は自己の徳性を害するおそれの高い行為	行為の中止指導 継続補導
不健全性的行為	少年の健全育成上支障のある性的行為 (例) 一時の快楽を目的とした性交、 買春の相手方となる行為、 性風俗特殊営業での接客	法令により禁止された行為、法令により少年(児童)に行わせることが禁止された行為、又は、自己の生命、身体又は自己の徳性を害するおそれの高い行為	行為の中止指導 保護 継続補導
不良交友	犯罪性のある人その他少年の健全育成上支障のある人と交際する行為 (例) 非行集団への加入・交流	自己の生命、身体又は自己の徳性を害するおそれの高い行為	行為の中止指導 継続補導
不健全娯楽	少年の健全育成上支障のある娯楽に興じる行為 (例) 出会い系サイトの利用、 風俗営業への立入り	法令により少年(児童)に行わせることが禁止された行為、又は、自己の生命、身体又は自己の徳性を害するおそれの高い行為	行為の中止指導 継続補導
その他	上記の行為以外の非行その他健全育成上の支障が生じるおそれのある行為で、警視總監又は道府県警察本部長が指定するもの (例)・火遊び、落書き、無断立入、 い集、座り込み ・有害図書携帯、生セウ等利用、 盛り場はいかい	罪を犯すおそれの高い行為 自己の生命、身体又は自己の徳性を害するおそれの高い行為	行為の中止指導 行為の中止指導 有害図書等の一時預り